

文部科学省における法令適用事前確認手続に係る回答書

平成 24 年 8 月 24 日

殿

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課放射線規制室長

文部科学省における法令適用事前確認手続に関する細則（平成 14 年 3 月 29 日文部科学大臣決定）の規定に基づき、貴殿からの照会につきまして下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する課等としての立場から、照会者（その代理人を含む。）から提示された事実のみを前提に、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1. 件名

放射性物質を含む土壌などの作業に関する件

（平成 24 年 7 月 10 日受理）

2. 回答

（1）①、②、④及び⑤について

（ア）見解

昨年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所事故により放出されたことが現在までに確認された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）を含む土壌などに係る行為のうち①、②、④及び⑤については、照会に係る法令の条項の

適用対象となる 適用対象とならない

（イ）見解の根拠

事故由来放射性物質は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が飛散したものです。これらについては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）の規制対象物ではありません。

(2) ⑦及び⑧について

(ア) 見 解

事故由来放射性物質を含む土壌などに係る行為のうち⑦及び⑧については、照会に係る法令の条項の

適用対象となる ~~適用対象とならない~~

(イ) 見解の根拠

事故由来放射性物質は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が飛散したものです。これらにより汚染された土壌や廃棄物は、放射線障害防止法に規定する放射性汚染物ではありません。

(3) ③、⑥及び⑨については、照会書に記載された事実のみからでは、回答することができません。